

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 役員の報酬等に関する支給基準

平成21年2月24日制定
平成23年2月1日施行
平成24年5月29日改正
令和元年5月28日改正

(趣旨)

第1条 役員の受ける報酬その他の給付については、この基準の定めるところによる。

(常勤役員の報酬月額)

第2条 常勤役員の報酬月額は、別表による。

(報酬の号)

第3条 常勤役員の受ける別表の報酬の号は、当該役員の実績に応じ、理事会がこれを定める。

(常勤役員報酬の支給の始期・終期)

第4条 常勤役員の報酬は、発令の日からこれを支給する。

2 常勤役員がその職を失ったときは、その日まで、報酬を支給する。

(常勤役員報酬の支給の時期)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月、別に定める時期にこれを支給する。

(常勤役員報酬の日割り計算)

第6条 第4条の規定により報酬を支給する場合は、その報酬の額は、報酬月額の一を分けて報酬日額とし、日割りによってこれを計算する。

(常勤役員の報酬以外の給付)

第7条 常勤役員に対する退職金は、理事会がこれを定める。

2 報酬、退職金以外の常勤役員に対する給付は、事務局職員就業規則による職員の例に準じて、別に定めてこれを支給する。

(非常勤役員に対する報酬支給)

第8条 定款第23条の定めに基づき有識者の中から選任される理事（専務理事を除く。）及び監事が理事会等に出席した場合には、1回20,000円の報酬を支給する。

別表（第2条関係）

	区分	報酬月額
専務理事	1号	869,000円
	2号	786,000円
	3号	711,000円
	4号	644,000円

附 則

この基準は、協会設立登記の日から施行する。

附 則

この基準は、総会で承認された日（平成 24 年 5 月 29 日）の翌日から施行する。

附 則

この基準は、総会で承認された日（令和元年 5 月 28 日）の翌日から施行する。